

事業所ごとの派遣事業状況

2026年7月1日

株式会社セゾンパーソナルプラス

労働者派遣法第23条第5項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおり、お知らせいたします。

事業所名	株式会社セゾンパーソナルプラス 東京本社		
派遣許可番号	派 13-011230	許可年月日	2003年3月1日

■派遣料金等の明示

派遣労働者数（2026年6月1日時点の雇用者数）	421 人
派遣先事業所数（年度／件） ※	113 件
派遣料金平均額（1日8時間） ※	21,104 円
労働者賃金平均額（1日8時間） ※	13,747 円
マージン率 ※	34.9 %
雇用安定措置をした人数 ※	31 人

※前事業年度事業報告書のデータに基づきます。

■キャリア形成支援制度に関する事項

- ▶当社で初めて派遣就業される方は、ビジネスマナーや個人情報取扱い等の、入職時研修を受講していただきます。
- ▶1年以上の継続派遣就業が見込まれる方（弊社基準）は、業務スキルとビジネススキルの向上を目指し、今後のキャリア形成を考える、年次定期研修を受講していただきます。
- ▶上記教育訓練は、有給で実施します。また受講者の費用負担はございません。

■法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ▶労使協定を締結しているか否か：締結済
- ▶労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者
- ▶労使協定の有効期間の終期：2027年3月31日

■その他（福利厚生に関する事項）

- ▶厚生年金保険・健康保険・雇用保険の適用があります。
- ▶定期健康診断・年次有給休暇制度があります。
- ▶産前産後・育児・介護休業制度があります。
- ▶提携宿泊施設・飲食店が優待価格等で利用できます。

事業所ごとの派遣事業状況

2026年7月1日

株式会社セゾンパーソナルプラス

労働者派遣法第23条第5項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおり、お知らせいたします。

事業所名	株式会社セゾンパーソナルプラス 関西事業所		
派遣許可番号	派 13-011230	許可年月日	2003年3月1日

■派遣料金等の明示

派遣労働者数（2026年6月1日時点の雇用者数）	63 人
派遣先事業所数（年度／件） ※	20 件
派遣料金平均額（1日8時間） ※	20,899 円
労働者賃金平均額（1日8時間） ※	13,766 円
マージン率 ※	34.1 %
雇用安定措置をした人数 ※	20 人

※前事業年度事業報告書のデータに基づきます。

■キャリア形成支援制度に関する事項

- ▶当社で初めて派遣就業される方は、ビジネスマナーや個人情報取扱い等の、入職時研修を受講していただきます。
- ▶1年以上の継続派遣就業が見込まれる方（弊社基準）は、業務スキルとビジネススキルの向上を目指し、今後のキャリア形成を考える、年次定期研修を受講していただきます。
- ▶上記教育訓練は、有給で実施します。また受講者の費用負担はございません。

■法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ▶労使協定を締結しているか否か：締結済
- ▶労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者
- ▶労使協定の有効期間の終期：2027年3月31日

■その他（福利厚生に関する事項）

- ▶厚生年金保険・健康保険・雇用保険の適用があります。
- ▶定期健康診断・年次有給休暇制度があります。
- ▶産前産後・育児・介護休業制度があります。
- ▶提携宿泊施設・飲食店が優待価格等で利用できます。